

【別記】**個人情報取扱特記事項****第1 趣旨**

この事項は、乙が本契約による業務を行うにあたり、甲から引き渡され、又は自ら作成し若しくは取得した個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条に規定されるものをいう。以下同じ。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第2 責務

乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、本契約による業務を実施するに当たって個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じて、適正な取扱いをするよう努めなければならない。

第3 秘密の保持

乙は、本契約による業務を行うに当たり、その業務に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。この契約が満了し、又は解除された後も、同様とする。

第4 収集の制限

乙は、本契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

第5 利用及び提供の制限

乙は、本契約の目的以外の目的（建物の賃貸、仲介業務等）のために個人情報を自ら利用し、又は甲の承諾なしに第三者へ提供してはならない。

第6 複写又は複製の禁止

乙は、本契約による業務を行うに当たり甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

第7 適切な管理

乙は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の安全管理が図られるよう、個人情報取扱規程、漏えい時の職員罰則規程の整備、職員等に対する研修体制の確立等の必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第8 再委託の禁止

- 1 乙は、本契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者へその処理を委託してはならない。
- 2 甲の承諾は、乙と委託を受けた者の間で取り決めた個人情報の取扱いの内容が、本契約による乙の個人情報の取扱いの内容に準じたものであることを確認した上で行うものとする。

第9 資料等の返還等

乙は、個人情報が記録された資料等について、この契約の満了後に直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第10 従事者への周知

- 1 乙は、本契約による業務に従事している者に対し、従事期間中及び従事期間終了後も個人情報を他に漏らしてはならないこと、目的以外の目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項及び個人情報の保護に関する法律により罰則が適用される場合があることを周知しなければならない。
- 2 乙は、周知実施結果、実施日、対象者等については記録し、保管しておかなければならない。

第11 実地調査

甲は、乙が本契約による業務を行うに当たり取り扱っている個人情報の管理の状況について適切な措置が講じられているか確認するため、実地調査するものとする。

第12 事故報告

乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。